

やまがた子ども文化クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「やまがた子ども文化クラブ」と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、子どもたちに様々な文化講座の開催や伝統文化を学ぶ場を提供することにより、地域社会とのつながりを深めるとともに豊かな心と思いやりの心を育み、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種文化講座等の開催
- (2) 指導者研修会の開催
- (3) ホームページ及び情報誌等による情報発信
- (4) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

(事務局)

第4条 本クラブの事務局を高富中央公民館内に置く。

- 2 事務局は事務局長及びコーディネーターでもって本クラブの事務を司る。
- 3 第9条に規定する代表は事務局長を兼務し、事業及び財務の執行について運営管理する。
- 4 事務処理に必要な規定等は別途定める。

第2章 会員

(会員)

第5条 本クラブに入会する会員は小学生及び中学生を対象とし、本クラブの定める諸規定を遵守する者であること。

- 2 入会又は退会する場合は、本クラブの定める方法により届け出るものとする。

(会費)

第6条 会費は年会費(別に定める「やまがた子ども文化クラブ入会遵守事項」に記載された金額)とし、入会する者は本クラブが定める期日までに納めるものとする。

- 2 会費は、天災事変その他やむを得ない事由により休講した場合又は会員の都合により退会する場合において返還しないものとする。

第3章 組織及び指導者

(組織)

第7条 本クラブは山県市内の各公民館等を拠点に子ども教室を設置し、各種子ども文化講座等を開催する。

(指導者)

第8条 本クラブの活動趣旨に賛同し前条の各種講座等に従事する者を本クラブの指導者と

して登録する。

2 指導者は、研修会への参加等資質向上に努めるものとする。

3 本クラブの指導者として従事する場合又は退任する場合は、別紙様式1又は様式 2 により届け出るものとする。

第4章 役員 省略

第5章 議決機関 省略

第6章 財務 省略

第7章 事故の責任

(保険の加入)

第 16 条 本クラブは、誰もが安心して本クラブ活動に参加できるようにするため、会員及び指導者等を対象に(公財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」等に加入するものとする。

(事故の責任)

第 17 条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起きても本クラブ及び指導者は一切の責任を負わないものとする。

2 本クラブは、その活動中の傷害をはじめ一切の事故については、前条で加入した保険の補償対象範囲内で行うものとする。

第8章 細則 省略